

国立大学法人長岡技術科学大学授業料免除選考基準

平成16年4月22日
学生委員会承認

(趣旨)

第1 国立大学法人長岡技術科学大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(以下「規程」という。)第12条第1号、第四号及び第5号に規定する授業料免除の選考については、この基準によるものとする。

(選考の方法)

第2 規程第12条第1号にかかる選考は、学業成績(以下「学力」という。)の基準及び家計の基準のいずれにも該当する者について行うものとし、規程第12条第4号及び第5号にかかる選考は、家計の基準に該当する者について行うものとする。

(学力の基準)

第3 学力の評価は、別表第1により行うものとする。ただし、特別の事情があると学生委員会で認められた者については、学力の基準を満たしていない場合でも特例として、免除の対象とすることができるものとする。

2 別表第1の学力の基準以下の者、留年している者又は修業年限を超えた者は、免除の対象としない。ただし、病気、留学等特別の事情があると認められる場合は、基準を基に免除の対象とすることができるものとする。

(家計の基準)

第4 家計の評価は、総所得金額が別表第2に定める収入基準額(以下「基準額」という。)以下の者について行うものとする。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が基準額を超える場合であっても、その超える額が基準額の10%以内の者については、基準額以下の者と同様に取扱うことができるものとする。

2 前項の総所得金額は、別紙のとおりとする。

附 記

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 記

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 記(平成24年11月21日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 記（平成26年5月16日）

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 関係)

学 力 の 基 準

学 年		修 得 単 位 数	成 績 区 分	
学 部 学 生	第 1 学年		出身学校最終 2 学年の評定平均値が3.5以上の者	
	第 2 学年	3 3	前学年における修得単位の評定平均値が2.1以上の者	
	第 3 学年 (第 1 学年入学)	6 6	前学年までに修得した単位数のうち評定平均値が2.1以上の者	
	第 3 学年 (編入学者)		出身学校最終 2 学年において修得した単位数のうち評定平均値が2.1以上の者	
	第 4 学年	3 2	前学年における修得単位の評定平均値が2.1以上の者	
大 学 院 学 生	専 門 職 学 位 課 程	第 1 学年	出身学校最終 2 学年において修得した単位数のうち評定平均値が2.1以上の者	
	修 士 課 程	第 2 学年	前学年における修得単位の評定平均値が2.1以上の者	
	博 士 後 期 課 程	第 1 学年		大学院 2 学年において修得した単位数のうち評定平均値が2.1以上の者
		第 2 学年	6	前学年における修得単位の評定平均値が2.1以上の者
		第 3 学年	1 0	前学年までに修得した単位数のうち評定平均値が2.1以上の者

1 . 評定平均値は、学部第 1 学年にあつては 5 段階評価、学部第 2 学年以上にあつては 3 段階評価により取扱うものとし、その評定平均値が小数点第 2 位以下の端数を生じた場合は、小数点第 2 位を四捨五入するものとする。

2 . 3 段階評価の評定平均値は、修得単位 1 単位について、次により換算合計した数を修得単位数で除して得た数とする。

ア 学業成績 秀 (S) 及び優 (A) は 3

イ 学業成績 良 (B) は 2

ウ 学業成績 可 (C) は 1

なお、他の段階評価を採用しているものは、同様の方法により取扱うものとする。

別表第 2 (第 4 関係)

収入基準額表 (授業料免除用)

(学部)

区 分		
世 帯 人 員	1人	880,000円
	2人	1,400,000円
	3人	1,620,000円
	4人	1,750,000円
	5人	1,890,000円
	6人	1,990,000円
	7人	2,070,000円

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区 分		
世 帯 人 員	1人	960,000円
	2人	1,520,000円
	3人	1,770,000円
	4人	1,920,000円
	5人	2,080,000円
	6人	2,170,000円
	7人	2,260,000円

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程)

区 分		
世 帯 人 員	1人	1,320,000円
	2人	2,120,000円
	3人	2,450,000円
	4人	2,660,000円
	5人	2,880,000円
	6人	3,020,000円
	7人	3,150,000円

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。